

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市教育委員会
教育長 村上 幸太郎

定期監査結果に対する措置について

令和2年12月28日付監発第58号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

監査対象課等	監査結果		措置内容
教育委員会 スポーツ振興課	注意 事項	<p>国体記念テニスコート浄化槽維持管理業務委託（7月分から9月分請求）について、請求書を受理してから支払いまで3か月を超えていた。契約上、委託料の支払日は令和元年9月30日と規定しているが、請求書は10月の初めに令和元年9月30日付けで受理しており、契約書の支払日の設定が適切でなかった。このため担当課では、財務会計システムへ入力した内容を削除し、変更契約を締結したが、その後に再度財務会計システムへ入力することを失念したものである。</p> <p>契約内容を確認するとともに、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>令和元年10月1日より、消費税が8%から10%に改定されたことに伴い、業務委託契約の変更処理はしたものの、財務会計システムによる事務処理を失念してしまった。今後、変更契約をはじめ、契約手続きに関する事務処理については、契約書等をファイリングする際に、今一度、支出負担行為書が起票されているか確認するとともに、「酒田市支出負担行為に関する規則」および関係資料に基づき、複数人で確認しながら適正に事務処理を行っていく。</p>